



令和2年（行ウ）第71号 損害賠償請求行為請求事件（住民訴訟）

原告 宗岡明弘 外533名

被告 神戸市長 久元喜造

5

証拠申出書



令和6年1月31日

10

神戸地方裁判所 第2民事部合議係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 津 久 井 進



15

原告ら訴訟代理人弁護士 白 倉 典 武



原告ら訴訟代理人弁護士 繁 松 祐 行



20

原告ら訴訟代理人弁護士 田 崎 俊 彦



原告ら訴訟代理人弁護士 関 本 龍 志



原告らは、以下のとおり人証の申出をする。

25

- 1 証人 北田敬広 (650-8570 神戸市中央区加納町 6-5-1 神戸市役所気付)
同行予定 主尋問 60分予定
主尋問事項 別紙のとおり

以上

証人 北田敬広

主尋問事項

- 1 須磨多聞線（西須磨）整備事業が平成7年3月31日に事業認可された際の
5 経緯（とりわけ住民への影響・住民意向に対する配慮等）
- 2 第1次公害紛争調停において、公園遊歩道の暫定整備に関する神戸市の内部
検討状況を含めた経緯
- 3 調停委員からの「受諾の勧告」に対する検討経緯及び拒否した理由
- 4 神戸市が地元自治会との間で取り交わした確認書、回答書、誓約書等の作成
10 経緯と、神戸市の担当部局内における引き継ぎ状況
- 5 平成27年12月7日の都市計画変更決定がなされた経緯、変更した根拠と
検討状況等
- 6 本件道路事業による西須磨地域と同住民への影響
- 7 本件道路事業に対する住民からの異議申し立てに対する対応（西須磨住民に
15 対する説明のみならず、質問や異議に対して、どのような具体的な対応をして
きたか）
- 8 現在の西須磨地域内における交通量、渋滞状況の詳細
- 9 渋滞に起因してバスの現場到着や救急車の搬送時間の短縮が図られるとする
具体的根拠
- 20 10 本件道路が整備された後の交通量の影響（整備された場合と、整備されない
場合の将来の数年ごとの想定交通量を含む）
- 11 本件道路の整備にかかる、費用便益についての内部検討状況
- 12 本件道路の整備による、接続道路（離宮前交差点を含む）に与える変化
- 13 本件道路事業に対して複数の訴訟が係属していることに対する対応
- 25 14 その他、本件に関する一切の事情

以上